

パートナーズ ニュースレター

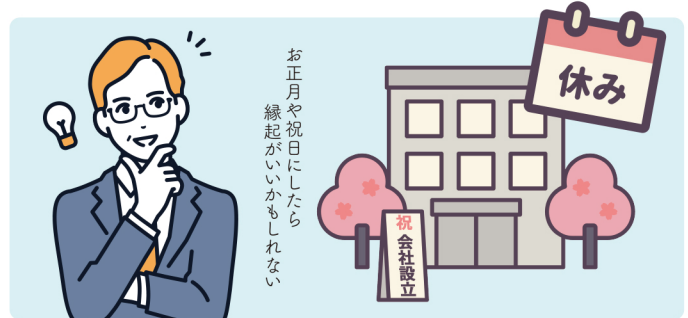
PARTNERS NEWS LETTER

Q.

令和8年2月2日から 休日を会社等の設立の日とすることが可能になりました

令和8年2月2日施行の商業登記規則等の一部を改正する省令により、会社、法人の設立日を土・日・祝日に設定することが可能となりました。

会社の設立日は会社の誕生日と表現されることもあり、縁起の良い日や覚えやすい日などこだわりたいとお考えの方も多いかと思います。また、事業年度など区切りの良い日を設立の日としたい、と思われる方もいらっしゃるかもしれません。しかしながら会社等の設立日は法務局が登記申請を受理した日となるため、今までは法務局の休日（土・日・祝日・年末年始等）を設立日とすることはできませんでした。それが今回の改正により、事前に申請を行うことで設立日を土・日・祝日等に設定できるようになりましたので、例えば元旦を会社設立日とすることも可能となりました。



日本の祝日一覧

1/1	元日	7/20	海の日
1/12	成人の日	8/11	山の日
2/11	建国記念日	9/21	敬老の日
2/23	天皇誕生日	9/22	国民の休日
3/20	春分の日	9/23	秋分の日
4/29	昭和の日	10/12	スポーツの日
5/3	建国記念日	11/3	文化の日
5/4	みどりの日	11/23	勤労感謝の日
5/5	こどもの日		

法務局の休日を会社設立の登記の日（指定登記日）とする特例を使うにはいくつかの条件があります。特に注意が必要なのは「指定登記日の直前の法務局の開庁日（かつ開庁時間）に設立の登記申請をし受付されること」かと思っています。例えば、令和9年2月11日を会社設立日としたい場合は、2月10日の法務局開庁時間に設立登記申請をして受付される必要があり、余裕を持って2、3日前に登記申請しよう、ということではできません。

また、無事登記申請をしたとしても書類不備や手続きの不備があれば当初予定していた日を会社設立日にできず、日にちがずれてしまう可能性もあるかと思われます。

最近では会社設立登記をご自身でされる方も増えていると聞きますが、設立日ひとつとっても準備をしっかりして計画をきちんと立てて行わなければ、当初の希望とは違う日で登記されてしまう可能性は大いにあり得ます。特定日を会社設立日にしたい方をはじめ、設立登記をスムーズに行いたい方は司法書士に設立の登記手続きを依頼されるのがおすすめです。

弊社でも設立はもちろんのこと、役員変更から組織再編、解散、清算結了まで、商業・法人登記を幅広く取り扱っておりますので、ぜひお気軽にご相談ください。

私達がご対応させていただきます！

狭山事務所

司法書士 木村 亮 (きむらりょう)

埼玉司法書士会 第2050号

【保有資格：司法書士、行政書士、宅地建物取引士】

～ 略歴 ～

昭和62年 東京都西東京市に生まれ、埼玉県朝霞市で育つ。

さそり座 O型

中学・高校時代は特に部活動等はせず、のんびりと過ごす。

大学時代は国際経済を研究するサークルに所属し楽しく過ごす。

中央大学文学部人文社会学科を卒業後、会社員、警備員等を経験。

令和5年司法書士資格を取得後、埼玉県内の司法書士事務所にて勤務。

令和7年8月よりパートナーズに勤務。



お客様へのメッセージ

私たちがお客様のお手伝いをさせていただく場面は、相続や、マイホームの購入、不動産の取引、会社の設立など、お客様の人生の中でも、とても大事な事柄だと思います。相談していただいた内容を真摯にお聞きし、より良いアドバイスができるように丁寧に対応していきます。ぜひ、ご相談ください。



インタビュー

Q.オフの日はどのように過ごしていますか？

私の趣味は、散歩、食べ歩き、神社仏閣巡り、読書、ゲーム、カラオケなど色々ありますが、最近特に、長い距離の散歩が好きです。予定のない日には、8キロ近く散歩する日もあります。気分転換にもなりますし、体にも良いし、考え事も歩きながらできます。良い事尽くめですね。

Q.仕事をする上で心がけていることは何ですか？

法律が絡む、難しい話をなるべく分かりやすく説明できるように心掛けていきたいです。法律の勉強は楽しい反面、言葉が難しく、正確な意味が捉えにくい定義なども多いと感じます。誰かに何かを聞かれたときに、なるべく理解しやすい言葉で伝えられるようにしていきたいです。そのためにも、日々、勉強していきます。



川越事務所

〒350-1123
埼玉県川越市脇田本町 29 番地 1
TEL : 049-238-7047
川越駅西口より 徒歩 5 分
本川越駅より 徒歩 10 分

狭山事務所

〒350-1305
埼玉県狭山市入間川 1 丁目 20 番 16 号
TEL : 04-2954-2109
狭山市駅西口より 徒歩 5 分
狭山市役所うら 徒歩 30 秒

パートナーズグループ 総合サイト



こんな相談ごとがありましたら、お気軽にお問合せください



相続手続き

- ・土地建物の名義変更
- ・預金の払戻し
- ・株の名義変更 など



会社・法人登記

- ・設立
- ・増資／減資
- ・合併
- ・役員変更
- ・本店移転
- ・解散



成年後見 / 任意後見

- ・成年後見申立書の作成
- ・任意後見契約のサポート
- ・死後事務委任契約のサポート



不動産登記

- ・生前贈与
- ・土地建物の売買
- ・抵当権など担保権の抹消



遺言書

- ・遺言書の作成
- ・遺言書の書き直し
- ・故人の遺言書を見つけた



PARTNERS GROUP

パートナーズ司法書士法人
パートナーズ行政書士法人